

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 市町村地域生活支援事業補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援係 電話番号：058-272-1111(内3486)

E-mail : c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 247,823 千円 (前年度予算額： 243,708 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 源
前年度	243,708	0	0	0	0	0	0	0	243,708
要求額	247,823	0	0	0	0	0	0	0	247,823
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

障がい児者が身近な地域社会で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が主体となり実施する地域生活支援事業等に対し補助を行う。

令和3年4月の社会福祉法の改正により、介護、障がい、子育て、生活困窮等地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための施策として、市町村において「重層的支援体制整備事業」を実施することができるとされた。

(2) 事業内容

○市町村地域生活支援事業補助金

市町村が実施する地域生活支援事業等の障がい児者を対象とした事業に対し、その費用の補助を行うため、補助金を交付。

○重層的支援体制整備事業

介護・障がい・子ども・生活困窮に関する補助金を一体化して市町へ補助金を交付することで、ワンストップで支援できる体制を整備。

(3) 県負担・補助率の考え方

障害者総合支援法第94条等に基づき、国1／2、県1／4、市町村1／4

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	222,041	市町村地域生活支援事業補助金（既存補助事業分）
補助金	25,782	市町村地域生活支援事業補助金（重層的支援体制整備事業分）
合計	247,823	

決定額の考え方

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

障害者総合支援法第94条に基づき、市町村が主体となり実施する地域生活支援事業等に対し補助金を交付する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

市町村が実施主体のため。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	<p>【取組内容】 障害者総合支援法第94条に基づき、市町村が主体となり実施する地域生活支援事業に対し補助金を交付した。 【成果】 市町村が主体となり実施する地域生活支援事業に対し補助金を交付し、支援した。</p>
令和5年度	<p>【取組内容】 障害者総合支援法第94条に基づき、市町村が主体となり実施する地域生活支援事業に対し補助金を交付した。 【成果】 市町村が主体となり実施する地域生活支援事業に対し補助金を交付し、支援した。</p>
令和6年度	<p>【取組内容】 障害者総合支援法第94条に基づき、市町村が主体となり実施する地域生活支援事業に対し補助金を交付した。 【成果】 市町村が主体となり実施する地域生活支援事業に対し補助金を交付し、支援した。</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	障害者総合支援法第94条に基づく、補助金であるため裁量の余地がない。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	(評価) 2
障害者総合支援法第94条に基づく、補助金である。	
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	(評価) 1
毎年度末の説明会において、市町村に適切な制度運用を求めている。	

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

障害者総合支援法第94条に基づき、補助金を支払う必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

障害者総合支援法による実質的に義務的経費であり、継続すべき事業である。